

9月22日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 12名
- | | | | |
|------|--------|------|-------|
| 1番議員 | 中嶋登君 | 7番議員 | 星哲夫君 |
| 2 〃 | 大日向進也君 | 8 〃 | 玉川清史君 |
| 3 〃 | 塚田舞君 | 10 〃 | 柘津明子君 |
| 4 〃 | 水出康成君 | 11 〃 | 朝倉国勝君 |
| 5 〃 | 宮入健誠君 | 12 〃 | 滝沢幸映君 |
| 6 〃 | 中村忠靖君 | 13 〃 | 大森茂彦君 |
2. 欠席議員 9番議員 山城峻一君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 臼井洋一君 |
| 教育長 | 塚田常昭君 |
| 総務課長 | 竹内祐一君 |
| 企画政策課長 | 長崎麻子君 |
| 会計管理者 | 竹内優子君 |
| 住民環境課長 | 山下昌律君 |
| 福祉健康課長 | 鳴海聡子君 |
| 商工農林課長 | 北村一朗君 |
| 建設課長 | 高橋卓也君 |
| 教育文化課長 | 細田美香君 |
| 収納対策推進幹事 | 北沢明君 |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X推進室長 | 瀬下幸二君 |
| 総務課長補佐 | 宮下佑耶君 |
| 総務係長補佐 | 宮嶋和博君 |
| 財政係長補佐 | 宮原卓君 |
| 企画政策課長補佐 | 川島徳夫君 |
| 企画調整係長 | 橋本直紀君 |
| 保健センター所長 | 春日英次君 |
| 子ども支援室長 | |
| 代表監査委員 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君 |
| 議会書記 | 井上敬子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第 35 号 令和 6 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 36 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 37 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 38 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 39 号 令和 6 年度坂城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 40 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 41 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 42 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 10 議案第 43 号 令和 7 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 11 議案第 44 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 12 議案第 45 号 令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 13 議案第 46 号 町道路線の廃止について
- 第 14 議案第 47 号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 追加第 1 発委第 1 号 高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について
- 追加第 2 発議第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 追加第 3 発議第 4 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について
- 追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、9 番 山城峻一議員から欠席の届出がなされております。

また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「陳情について」

議長（中嶋君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情」

議長（中嶋君） この陳情に関する委員長報告は採択でありました。これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（中村君） ただいまの高額療養費自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情に対して、反対の意見を討論いたします。

ただいまの陳情におきまして、私は賛成できない立場からの理由を述べます。まず、高額療養費制度は、国民皆保険を支える重要な仕組みであります。医療費の高騰が続く中、この制度を持続可能なものとするために一定の見直しは避けられません。今回の自己負担上限額の引き上げも、その一環であると理解しております。

次に、引き上げの対象は一律ではなく、主に高所得者層に限られております。低所得者や一般的な所得者層に対しては、従来どおりの救済措置が維持されており、生活が直ちに脅かされるものではありません。応能負担の考え方にに基づき、より負担能力のある方にご協力をお願いすることは、制度の公平性にかなうものと考えます。

また、社会保障全体を見渡せば、医療だけでなく、介護や年金、子育てなど多方面にわたる財源需要が増大しております。その中で医療分野だけ特別に負担増を抑えることは、全体のバランスを欠くことにつながりかねません。

以上の理由から、今回の陳情趣旨に賛同することはできないと考えます。

議長（中嶋君） それでは、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

議長（中嶋君） 日程第2「議案第35号」から日程第6「議案第39号」までの令和6年度一般会計及び各特別会計及び事業会計決算認定案については、去る9月11日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（玉川君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月12日、16日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、会計管理者、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要について、ご報告申し上げます。

〈歳入〉

(総務課)

- 法人の町民税が前年比76.5%増加しているが、その内容は。
- △ 1社が全体の約68%の納税。上位5社で全体の約81%を納めている。大きく伸びている事業所もあるが、多くの事業所が業績良好だったためである。
- 長野県地方税滞納整理機構への移管件数とその費用は。
- △ 滞納整理機構への移管件数は12件。負担金は162万4千円。均等割・件数割・前々年度の徴収実績により算出される。
- 個人住民税の滞納について、滞納者254名で1,547件というのは、1人が数年にわたって滞納しているのか。また、固定資産税の収入未済額の影響と軽自動車税の徴収事務の効率化はどう図られているか。
- △ 個人住民税について、数年にわたって滞納しているケースもある。固定資産税に限らず、未済分については、町の収入に影響する。軽自動車税は、現金、口座に加え、コンビニエンスストア、QRコードを使用した納め方など納入方法が増え、効率化につながっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金の内容は。
- △ 令和3年度から8年度までの時限の交付金となっており、新たに設備投資を行う中小企業への支援をするため、償却資産等に係る固定資産税の軽減分を補填する交付金である。
- 消防費寄附金の内容は。
- △ 坂城消防署へ配備する救急車両購入に対して、2名の方から、町へ寄附金3,500万円を頂いたものである。

〈歳出〉

- 職員採用試験の応募者数と採用者数、委託先は。
- △ 令和6年度の職員採用試験への応募者数17名、採用者数7名である。委託先は、長野県町村会である。
- 庁用バス使用料について契約方法は。
- △ 町財務規則の定めに従い2者以上から見積りを徴し契約している。
- 繰越 業務管理一般経費の内容は。
- △ 公用車ダンプの購入である。
- 繰越 定額減税調整給付事業費の内容は。
- △ 定額減税調整給付金を算出するためのシステム構築に時間を要し、69万800円繰り越したものである。

(会計室)

- 町税に係るコンビニ収納の件数と推移は。
- △ 6年度の件数は1万323件であり、前年度より58件の微増である。
(企画政策課)
- 移住定住促進補助金の交付件数と交付額は。また、町外からの転入者はいるか。
- △ 令和6年度の交付件数は23件で、そのうち9件22人が町外からの転入者である。また、移住定住促進補助金の交付額は1件当たり10万円である。
- 長野広域連合負担金の内容は。
- △ 長野広域連合の人件費やシステム費用などに係る負担金である。
- スマートエネルギー設備設置補助金の内訳は。
- △ 太陽光発電システム23件211万1千円、蓄電システム23件460万円、電気自動車等給電設備1件10万円、エネルギー管理システム12件42万3千円である。
- ふるさと寄附金の目的別件数と寄附金額は。
- △ 令和6年度の寄附総額は8,288万9千円で、目的別については、ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援が2,181件2,988万8千円。歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援が341件463万8千円。花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援が383件472万6千円。ふるさとさかきのまちづくりを応援が2,970件4,363万7千円である。
- 複合施設建設に向け実施したワークショップは、どの分野から参加されたのか。
- △ ワークショップは、身体・精神・知的の障がい者団体の代表者を含むグループ、シニアクラブ連合会役員を含むグループ、介護予防や子どもの見守りなどのボランティアグループ、子育て支援センターで活動をしている子育てグループの四つの分野でそれぞれ実施した。
- ワイン文化推進補助金の補助先と坂城駅前葡萄酒祭への出店数は。
- △ ワイン文化推進補助金は、坂城駅前葡萄酒祭開催に係る補助金で、株式会社坂城町振興公社に交付した。また、坂城駅前葡萄酒祭へ出店した事業者は、ワイナリー12店、ブルワリー1店、日本酒1店、その他飲食20店である。
- 戸別受信機設置工事の内容と件数は。また、戸別受信機の配布台数は。
- △ 令和6年度は、本局等に係る改修・修繕が6件、戸別受信機の設置・不具合対応が31件、そのうち戸別受信機の新設に係るものは9件である。
戸別受信機の配布台数については、個人宅、事業所、公共施設を含めて現在5,028台である。
(商工農林課)
- 長野地域若者就職促進協議会事業である就職情報サイトおしごとながのの活用の状況と、坂城町へのUIJターンの状況は。

△ おしごとながのでは、町内企業9社を含む長野地域の企業情報と求人情報を掲載し、若者のUIJターンの促進を図っている。情報を掲載している坂城町の企業に、今年4月、県外在住者10名が入社された。

○ 企業の職場環境の改善や労務管理を支援するため、労働基準監督署と連携してどのような事業を行っているか。

△ 町が事務局を担当する坂城町労務管理協議会の事業として、労働基準監督署と連携して安全衛生に係る講習会を開催しているほか、毎年、7月の全国安全週間と10月の全国労働衛生週間に合わせて、監督署職員と会員企業の担当者が実際に企業を訪問して労働安全衛生に係るパトロールを行っている。他社の優良事例を参考に、自社の労働安全衛生対策に役立てるなどの取組も行われている。

○ 農地活性化奨励金の交付実績は。

△ 農地の有効利用と中核的農家への農地集約・規模拡大を目的に、利用権設定を結んだ認定農業者または認定新規就農者に対して、利用権設定面積と期間に応じて奨励金を交付するもので、6年度は2法人与4名の中核的農家の計6経営体に奨励金を交付した。

○ 新規就農者確保に向けて、どのような取組を行ったか。

△ 随時、長野農業農村支援センターと連携して就農相談を行ったほか、昨年は東京都で開催された長野県内市町村・JA合同の就農相談会に参加したり、名古屋市において町単独の就農相談会を開催した。

新規就農者については、ここ数年、世代交代で親から経営を承継するために就農するというケースが多いが、県外での就農相談会を契機とした相談案件も出てきているので、今後も就農相談会などの取組を通して、新規就農者を確保していきたい。

○ ファミリー農園の利用者数は。

△ 6園、75区画のうち51区画を貸し出しており、29名と自治区1区が利用している。

○ 6年度の有害鳥獣の捕獲実績は。

△ ニホンジカ75頭、イノシシ55頭、ハクビシン5頭、アナグマ5頭、タヌキ5頭、キツネ10頭、熊5頭、合計160頭である。

○ 集落で設置する侵入防止柵の事業概要と6年度の取組状況は。

△ この事業は、各区で組織された協議会が、町が提供したトタンや金網などの資材を使って有害獣の侵入防止柵を設置する事業であり、6年度は金井地区で500メートル（同日「540メートル」に訂正あり）設置を行った。

○ 繰越しで行った四つの事業について、内容と繰越しの理由は。

△ 繰越 農道等基盤整備町単独事業では、令和5年度に発生した前田川の排水ゲートが停電により自動で作動せず周辺に溢水被害をもたらしたことに伴い、前田川放流ゲート等に無停電電

源装置を設置した。装置の製作に時間を要したため、繰越しにて実施した。

繰越 農地一般経費については、県営かんがい排水事業の六ヶ郷地区で行った水門5基の自動化工事に対する町の負担金であるが、県営事業が2か年での工事となったため、負担金も一部は令和5年度に支出したが、残りは繰越しをして6年度での支出となった。

繰越 農村地域防災減災事業については、土井の入2号の池、入田の池、入横尾の池の耐性評価を行ったものであるが、国の予算の関係上、1年前倒しで事業実施となったため調査及び解析に時間を要し繰越しでの実施となった。

繰越 農業水路等長寿命化防災減災事業については、会地排水門の自動化工事を行ったが、電源をソーラーに変更したこと及び国道の占用協議に時間を要したため繰越しでの施工となった。

- 里山の現状は手入れがされておらず、有害獣の住みかとなっているが、整備の状況は。
- △ 元年度から交付されている森林環境譲与税を活用して、林班ごとに順位づけをし、優先順位の高い林班から森林所有者に意向調査を行った後に三者協定を締結し、順次森林の整備を進めている。今後は森林の境界明確化も検討しており、境界を明確にすることにより森林所有者の管理意識の向上を図りたい。
- レンタサイクルの利用状況は。
- △ 6年度は、新たに電動アシスト付自転車を10台導入するなどの取組を行い、44件の利用があった。5年度と比較すると約3倍の利用件数となり、今後も引き続き利用促進に努めていく。
- 鉄の展示館ホームページ作成等委託の内容は。
- △ 鉄の展示館ホームページのリニューアルを行い、デザイン等を一新するとともに、刀匠の紹介や所蔵品の紹介などコンテンツを拡充した。また、多言語対応やスマートフォン対応も行った。

(建設課)

- 合併処理浄化槽設置は全体で何件か。
- △ 令和6年度末で465件である。
- 町道A01号線の南条小学校から谷川の道路整備の完成の目途は。
- △ 金井工区については、令和8年度末には完了する予定である。
- 昭和橋の工事完了予定は。
- △ 令和8年度末に完了予定である。
- 町単補助工事の各区補助金にばらつきがあり、バランスが取れるよう一律にできないか。また、箇所や補助金額はどのように決定しているのか。
- △ 工事の規模や新規か継続かなどを考慮する中、各区のバランスを取って決定しているため、

補助金額の一律は難しい。また、箇所や補助金額は、区の申請に基づいて現場立会いを行い決定している。

- 住宅リフォーム補助金により実施されたリフォームの内容は。
 - △ トイレ改修8件のほか、風呂、廊下・床の改修が2件ずつ、玄関、給水設備、キッチン、給湯器の改修が1件ずつ、老朽化したブロック塀の撤去が3件であった。
 - 空き家バンクのこれまでの実績は。
 - △ 延べ88件が空き家バンクに登録され、このうち48件が成約となっている。成約の内訳は、売買が33件、賃貸が15件である。
 - 令和6年度の和平公園の利用状況は。
 - △ 有料利用分は山の家が17件156人、バンガローが23件78人、減免利用分は山の家が3件75人であった。また、無料で利用できるテント泊等については、申請件数として126件302人であった。
 - 令和6年度の乗り合いタクシーの利用実績は。
 - △ 登録者数が390人、利用者数は延べ3,354人である。
 - 村上小学校と坂城小学校のマンホールトイレの設置数は。
 - △ それぞれ5基設置している。
- (議会事務局)
- 議員年金の受給者数は。
 - △ 現在、退職年金9名、遺族年金5名、計14名が受給している。
 - 政務活動費の利用状況は。
 - △ 年間78万円支給したうち、議員1名から4,996円の返還金があった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

失礼しました。一部数字が間違っていましたので、訂正させていただきます。商工農林課のところの集落で設置する侵入防止柵の事業概要と6年度の取組はというところで、6年度は金井地区で500メートルと言ってしまったようなんですが、540メートルでした。失礼しました。

議長（中嶋君） 大変失礼いたしました。正式にやっぱり報告をしなければいけなかったので、再度確認いたしまして、今、委員長に訂正をさせました。以上であります。

ここで委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各項目について、9月12日、16日の2日間にわたり、12日は委員全員の出席、16日は委員1名欠席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、生涯学習推進幹、子ども支援室長、食育・学校給食センター所長、図書館長、公民館長、保健センター所長、各保育園園長、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

〈歳出〉

(住民環境課)

- 昨年度中の特殊詐欺被害認知件数6件の被害内容は。
- △ オレオレ詐欺・架空請求が4件、SNS型投資詐欺が2件である。
- 特殊詐欺件数が前年度より増加しているが、今後の対策は。
- △ 防犯協会、消費者の会と連携して、金融機関で特殊詐欺の手口を記載したチラシの配布や、ホームページ、すぐメールなどで啓発を図っていく。また、特殊詐欺防止装置取付費補助金についても周知し、設置を促進していく。
- 交通安全施設清掃等委託の委託先と内容は。
- △ 千曲坂城交通安全協会坂城支部に委託し、町内全27区において、カーブミラー等の清掃や停止線の白線引き等を実施している。
- 狂犬病予防注射について、74頭の注射未接種犬にはどのような対応をしているのか。
- △ 未接種犬については、獣医師会埴科支部から督促通知の発送や、電話による督促を実施し、接種を促している。
- 不法投棄の収集箇所数及び可燃ごみ、不燃ごみの収集量の推移は。

△ シルバー人材センターに委託を行い月2回から3回、決まったルートで実施している。収集量について、令和6年度は可燃ごみが1,650キログラム、不燃ごみが1,050キログラムとなっており、令和5年度に比べ減少している。

○ ごみ収集庫整備補助事業について、前年に比べ金額が増加している理由は。

△ 令和6年度については、収集所の新設が1件あり、上限額の15万円の補助があったため、金額が増額となった。

○ リサイクルセンターが完成することによる葛尾組合負担金について、変化はあるか。

△ 令和9年度に新しい製品プラスチックのリサイクルセンターが稼働することにより、運営費が発生する。また、建設費用の償還分が増額となる見込みである。

○ 不燃物処理場が千曲市から坂城町に移動することで負担金の割合が変わることはあるか。

△ 千曲市と坂城町の人口比率及び処理量によって負担金を決定しているため、場所が変わることにより負担金の割合が変わることはない。

○ 消防団における防災士登録人数は。

△ 平成29年度から令和6年度までで、消防団本部及び分団長以上の階級を経験した99人が登録されている。

○ 地域防災計画の更新の際に、防災士に意見を聞くことはあるのか。

△ 地域防災計画の更新の際は、各区に意見をいただく中で、防災士に意見を聞くこともあると考えられる。

(福祉健康課)

○ 民生委員が受けた相談支援の内容と対応方法は。

△ 主な相談は、日常的な支援や介護・福祉サービスなど、高齢者に関することであるが、民生委員は、住民と行政をつなぐ役割を担っており、相談内容に応じて町行政へとつないでいただいているほか、困難事例については、毎月の定例会において情報共有をしている。

○ 民生委員のなり手不足について、確保の考えは。

△ なり手不足については承知している。定年延長などにより、若年層のなり手がいないのは全国的な傾向である。区長の推薦による選出以外の方法も検討が必要と考えている。

○ 更埴地域シルバー人材センターの年齢構成と作業内容は。

△ 町の会員は、60歳から64歳が4名、65歳から69歳が24名、70歳から74歳が48名、75歳以上が81名、合計157名である。作業内容は、清掃業務や敷地内の整備など、民間事業者からの委託が半数以上を占めている。

○ シニア大学の受講者数は。

△ シニア大学全体では93名、うち町は13名である。

○ 町内に放課後等デイサービスの事業所は何か所あるか。

- △ 坂城・南条・村上地区にそれぞれ1か所ずつ、計3か所である。
- 福祉タクシー事業の周知方法は。
- △ 身体障害者手帳や特別児童扶養手当など、新規で対象となった方には、窓口において案内するとともに、毎年3月には該当者に申請書を送付している。
- あんしん電話の対象者と設置手順は。
- △ 対象は一人暮らし台帳に登録されている高齢者の方で、希望者には約3週間程度で設置できる。申請後に自宅を確認し警備会社が設置を行う仕組みになっている。
- 精神保健福祉事業のこころの健康相談、こころのリハビリ教室の内容は。
- △ こころの健康相談は、精神面の悩みについて精神科医師や精神保健福祉士が相談に応じるもので、年5回開催している。こころのリハビリ教室は、精神疾患によって途切れがちな社会とのつながりを維持するための教室で毎月開催している。
- 子育てアプリの利用状況は。
- △ 9月8日時点で458名の登録がある。乳幼児健診や予防接種に関するお知らせに加え、よりタイムリーな情報発信に努めている。
- アピアランスケア助成事業の実績は。
- △ 頭髪のウィッグに対して、2名に助成した。
- 食育・健康づくり推進事業の児童館食育健康教室の内容は。
- △ 夏休み中に3館の児童館に管理栄養士が出向き、子どもたちに体の成長と野菜の必要性など食に関する話や、試食体験を行っている。

(教育文化課)

- 保育園のエアコンの設置状況は。
- △ 給食調理室を含む、保育室、リズム室、事務室など全ての部屋に設置している。
- 保育園におけるデジタル化の状況は。
- △ 昨年度から、園からの一斉連絡アプリを導入した。今後も、遅刻・早退等の連絡のデジタル化を検討するなど、保育士や保護者の負担軽減を図っていく。
- 坂城保育園の園舎施設工事の内容は。
- △ 主に、坂城保育園園舎の水害対策として、延長30メートルの水路改修工事を実施した。
- 児童館のエアコンの設置状況は。
- △ 遊戯室を含む集会室、図書室、事務室など全ての部屋にエアコンを設置している。
- 放課後児童健全育成事業の登録は何年生までできるか。
- △ 保護者が就労等により、日中家庭にいない小学1年生から6年生までの児童が登録可能である。
- 子育て支援センターの主な相談内容は。

△ 主な相談内容としては、子どもの発達相談、家庭の経済的な悩みや夫婦関係などの家庭相談、虐待相談などがある。

○ 奨学金について、受給対象の基準と人数は。

△ 受給できる条件として、坂城町在住であることや、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な学生または生徒であることなどがある。令和6年度は、高校生6名、大学生1名、計7名が利用した。

○ 学校図書館の選書方法は。

△ 司書を中心に、児童生徒の意見を取り入れながら行っている。

○ 中学校総務一般経費の施設改修工事の内訳は。

△ 中学校のテニスコートの人工芝張り替え、体育館のトイレ洋式化、給食室エアコン設置工事、正面玄関の時計修理工事を実施した。

○ 生涯学習推進審議会の活動内容は。

△ 生涯学習基本構想の具体化を目指し、総合的な視点による生涯学習事業を推進するにあたり、生涯学習審議会を設置している。年1回年度末に会議を開催し、翌年度の活動方針等を審議している。

○ 分館施設整備事業補助金の内容は。

△ 各分館施設の新築、増改築、修繕、附帯工事等の工事費に対し補助し、20万円以上を対象としている。申請方法は、年末の分館長会議で各分館からの要望箇所をお聞きし、翌年度に予算計上を行っている。

○ 図書館における年間の利用者数は。

△ 令和6年度の図書館貸出利用者数は1万5,811人で、1日平均52.4人の利用である。

○ 文化財センターの見学者数は。

△ 令和6年度の見学者数は、118名である。

○ 育成会で管理している公園の箇所数及び遊具の数は。また、遊園地遊具管理等補助金の内容は。

△ 遊具を管理する育成会は14育成会、遊具は16か所84基である。補助金の対象となるのは、育成会で管理している公園遊具の点検や新設、撤去、修繕等の管理費用で、事業費の2分の1を補助し、補助金の上限額は5万円である。

○ 学校給食における町内産の野菜の使用量は。

△ 野菜全体の約12%が町内産である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することといたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大日向君） 議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をします。

令和6年度は、坂城町第6次長期総合計画に沿った事業を中心に様々な施策が展開し、その中でも特にデジタル変革への取組を推進するための事業が行われました。

来年度は、10年で計画されている長期総合計画の半分が経過し、後半の5年間に実施する計画の見直しが現在行われております。よりよい施策が展開されることに期待をしております。

昨今のエネルギー価格の高騰や円安等による物価高が町内の企業活動に影響を及ぼしております。ロシアによるウクライナ侵攻は、いまだ終えんが見えず、加えて米国のトランプ政権による関税政策により、今後の先行きも不透明な状況となっております。私たちの生活を支える社会情勢や環境の変化に迅速に対応できるよう、今後も様々な情報に敏感でいていただきたいと思っております。

それでは、町の令和6年度一般会計歳入歳出決算について。歳入総額は82億2,021万8千円、歳出総額は81億5,466万1千円となっております。

まず、歳入のうち自主財源の根幹をなす町税について。令和6年度は30億9,100万円となっており、前年度に対し約4億2,100万円増。その要因の一つとして、町内企業の業績が好調に推移されたことによる法人町民税の増収が大きく関係しております。

町税の収入未済額について。年々未済を行う件数の減少が見られております。今後も地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、収入未済ゼロを目標に努めていただくよう要望します。

また、地方交付税については、普通交付税において算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定されたことにより、前年度に対しマイナス2.4%、特別交付税を含めた交付税全体では約4,100万円の減額となりました。地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための

財源として保障されなければならない。引き続き、その安定確保については、国・県等に対し強く働きかけをお願いいたします。

国庫支出金については、書かない窓口、公共施設予約システム導入等に係るデジタル化事業の交付金や定額減税、物価高騰への支援に係る地方創生臨時交付金等が交付されました。

繰入金について。テクノセンターの施設ZEB化改修の支援に伴う工業振興施設等整備基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの財源充当が行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え、それぞれの目的に沿った基金に積立てを行うなど、さらなる財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確な基金の運用をお願いします。

町債について。道路改良、橋梁修繕事業や、文化センター、びんぐし湯さん館の太陽光発電設備整備事業等に係る起債を行い、年度末の起債残高も、前年度に比べ大幅に減少しています。

地方債の活用においては、有益性等を考慮する中で、将来負担を見据えた計画的な借入れをお願いしたい。

次に、歳出について。令和6年度のハード事業については、施設の老朽化に伴い令和5年度から着手した文化センター耐震補強・大規模改修事業が完了しました。町体育館を含め、町民の皆様がより利用しやすい施設へと生まれ変わりました。

また、文化センターの周辺に整備を予定している新複合施設については、令和5年度に策定した構想・計画を基に、基本設計がまとめられました。今年度は実施設計を行い、8年度からの建設に向け準備が進められています。この施設は、老人福祉センター、保健センターを統合し、子育て支援センターや図書館機能などを併せ持つことから、赤ちゃんからお年寄りまであらゆる世代の交流の拠点として期待しています。

その他の事業としましては、地域の中核避難所となる小中学校体育館のトイレ改修が行われた。特に村上小学校については、マンホールトイレの整備を行った。マンホールトイレについては、順次各小中学校に整備される計画であり、災害に強いまちづくりが進められています。

また、町内の道路、橋梁に対する基盤整備と長寿命化対策として、継続事業である昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良、道路舗装の修繕事業などが実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備が行われた。

ソフト事業について。高校生のタイ国研修事業や、アメリカ合衆国への中学生派遣事業が実施され、グローバル社会が進展する中、未来を担う子どもたちにとって国際感覚を養う貴重な体験を得ることができた。

また、児童手当の支給拡充に加え、小中学校の学校給食費の無償化を行った。これからは物価高が続く中、子育て世代の経済負担を軽減するものと考えております。

その他の事業として、生活習慣病、がん等の予防、早期発見を図るため、各種検診等の実施のほか、新たに、がん患者へのアピアランスケア助成事業、胃内視鏡検診事業を実施し、町民

の皆様の健康増進が図られています。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断指標について。全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移されている。今後も起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取組をお願いします。

以上、第6次長期総合計画に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指し、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応したまちづくりが進められていかれることを期待し、私は議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成をします。

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番（玉川君） 私は、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をします。

ちょうど1年前の9月議会の賛成討論でも、与党の総裁選挙について冒頭にお話をさせていただきました。今回も同じことをまた繰り返しています。全く進歩していないということではないでしょうか。

さきの参院選で少数与党となった党の総裁選挙の行方ばかりがメディアによって報道されている状況も同じで、総裁選は総選挙の事前活動としか見えません。唯一違うのは、参院選で消費税減税または廃止を公約にして当選した野党議員が多数を占めたことで、ぜひ消費税減税とインボイス制度の廃止を実現してほしいと考えます。

それでは、決算の主な内容について見ていきます。2024年、令和6年度一般会計の決算について。

歳入総額は、82億2,021万8千円、前年度比5億3,011万3千円の増で、プラス6.9%となりました。

歳出総額は81億5,466万1千円、前年度比9億9,942万2千円の増、プラス14.0%となりました。

自主財源が前年度より5億7,916万8千円増で、47億5,456万3千円となり、構成比では54.3%から57.8%に増額しました。

財政力指数では、単年度でプラス0.008%増の0.615%、3年平均で0.621%から0.629%と上昇しました。

歳入については、自主財源の町税ですが、町民税については、個人分においてプラス17.4%、法人分においてはプラス76.4%と、町民、企業の皆さんの努力はもちろん、行政の支援の成果が表れており、前年、令和5年度に比べてプラス38%、総額で16億690万2千円となっています。

町税全体では、令和5年度比プラス15.8%、4億2,097万2千円増の30億9,083万1千円となっています。

町税の現年課税分と滞納繰越分では、歳入全体での未済額が9,763万7,354円となっており、前年比74万4,719円の減となりました。収入率が令和5年度比0.5ポイントを向上したことと、滞納処分によるものと監査報告があります。徴収の努力を評価します。引き続き現年課税分の滞納を出さないようお願いいたします。

また、不納欠損が781万1,470円となっており、前年比133万1,882円の増となりました。極力不納欠損にならないよう対応をお願いいたします。

次に、歳出についてです。歳出総額は81億5,466万1千円、前年度比9億9,942万2千円の増、プラス14%、予算現額に対する執行率は97.5%となりました。

主な事業について見ていきます。企画、温泉管理事業として、びんぐし湯さん館に太陽光発電施設を整備。また、持続的運営のため、燃料価格高騰の対策として、持続化負担金約1,296万円を交付。さらに、町民への優待事業経費の2分の1、430万円を負担しました。

ふるさと納税事業として、信州さかきふるさと寄附金について、約4,158万円の経費で寄附受付体制を整え、坂城町の魅力発信により地域産業の振興をし、寄附件数5,875件、寄附金額約8,289万円のご寄附をいただきました。

住環として、消費生活一般経費として、高齢者を特殊詐欺や悪質商法等の被害から守るために、特殊詐欺防止装置取付費補助金として、被害防止機能付きの電話機などの購入・設置の補助をしました。件数は29件。

戸籍住民基本台帳一般経費として、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部事項証明書等のコンビニ交付を行い、利用件数は戸籍関係が前年比マイナス50件の285件、住民関係がプラス142件の1,108件、印鑑証明関係がプラス143件の722件でした。

福祉として、社会福祉一般経費として、福祉委員（民生児童委員）さん39名による相談・支援活動は319回、委員1人当たり相談支援が8件、活動日数が67日、訪問回数が75回であり、地域に根づいた福祉政策を実施しました。

民生児童委員さんの後継者問題は、相変わらず大変であります。町も協力を引き続きお願いしたいと思います。

社会福祉協議会補助事業として、町社会福祉協議会の活動に補助金を支出し、地域福祉の推進をしました。心配ごと相談は87件、結婚相談は118件。心身障がい者町単事業として、腎臓機能障がい者通院費補助、障がい施設等通所費等補助、重度心身障がい者福祉年金支給、難病等患者見舞金支給、精神障がい者入院医療費助成などで、延べ829人に補助を行いました。予算と決算額の差が大きな項目があります。引き続き利用者さんやご家族との意見交換を

活発にして、利用できる条件等の拡大をお願いしたいと思います。

教育で、子育て支援センター事業として、センターの利用者数は7,516人、センターや各保育園で専門スタッフが1,580人の相談を受けました。相談を受けるスタッフの数が少なく、増加する相談への対応が大変だと以前からお聞きしています。町としても、対策の検討をお願いしたいと思います。

出産・子育て応援交付金事業として、全ての妊婦・子育て家庭への伴走型の相談支援と応援給付金による経済的支援をしました。3回の相談支援は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時。2回の経済支援の実績は、妊娠届出時5万円が59人、赤ちゃん訪問時5万円が56人です。

住環で、環境保全対策一般経費として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金により、雌45頭、雄39頭、合計で84頭の処置ができました。地域猫手術支援団体など、相談できる体制ができて、成果も上がっています。活動の中心的な支援団体が無理なく活動が続けられるように、経済そして人的な支えを考えていってほしいと思います。

商工関係で、有害鳥獣対策事業として約933万円、坂城町猟友会への駆除委託、集落で設置する侵入防止柵の原材料支給、農業者が設置する被害防止柵への補助を実施しました。

町単補助事業として500万円、各地区が行う、農道・農業用水路等土地改良施設の補修・改良工事に対して、12地区に補助を行いました。

坂城テクノセンター支援事業のうち約8,841万円を施設改修補助金として、開館30周年を契機とした、センター建物のCO₂削減のためのNearly ZEB化改修工事に補助を行いました。

建設で、町単補助事業として21区24か所への補助をしました。やはり1千万円の予算は増額をお願いしたいと思います。

住宅リフォーム補助事業として93万7千円、住宅環境の向上のため、費用の一部を補助しました。19件です。

教育で、教育振興事業として、坂城町奨学金が高校生、大学生7名に84万円。6年度からは、月5千円から1万円となり、町の姿勢を大いに評価します。

学校給食費の無償化に伴うアレルギーのための弁当持参25名、町外学校児童生徒15名への補助が約122万円でなされています。どこに行っても胸を張れるこの制度、無償化、引き続き安心でおいしい給食をお願いしたいと思います。

就学援助費等として、経済的理由で就学が困難な児童生徒への就学援助費、特別支援教育学級の児童生徒への就学奨励費として、131名に支給しました。経済的な理由で就学を悩むことのないように支え続けていってください。

図書館一般経費として、開館日数が302日、図書貸出人数が1万5,811名、学習室利

利用者数が1,382名、1日平均の図書貸出人数が52.4名、貸出冊数が234.1冊、年間町民1人当たり5.1冊、蔵書は約13万6千冊。66回開催された図書館講座等には683人が参加しています。デジとしょ信州登録者は、令和7年3月時点で135人で、さらに便利に使っていただいています。

以上、賛成の評価をさせていただきましたが、以下は、見直しまたは検討を強く求める事項です。

保育園の保育士は、およそ半数近くが会計年度任用職員となっています。極力正規保育士を配置すべきです。来年度から子ども誰でも通園制度が始まりますが、今ですら、3園の一時預かりの延べ人数が392人です。新制度になれば、現在の保育体制と慣れない子どもの預かりで在園児に混乱を来すことが心配されます。新制度に対応するには、保育士の増員などの対応が求められます。

松くい虫被害防止対策については、住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図り、例年どおりの総合的な防除対策が行われました。身体の不調や蜜蜂への影響の事例も報告されていないとのことですが、使用される薬剤の人体への影響が心配され、しかも年月がたつてから影響が現れるというものですので、安全性が完全に保障されていない以上は、広範な散布を避けるため、従来空中散布は中止するよう要望します。何よりも子どもたちの健康を守ることを優先した対応をお願いしたい、そう思います。

人権同和推進一般経費についてです。部落解放同盟坂城町協議会に対しては、80万円が補助金交付されました。毎年同じ意見を述べていますけれども、自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめるべきです。公平、公正な施策の執行の上でも、人権を守る上でもやめるべきです。

また、同和地区新築等貸付事業について、調定額約2,461万円に対し、収入済額が約19万7千円となっています。借主が返済できないときは、保証人にその責任を果たしていただく、厳正な対応も必要です。滞納額の減少に、より一層の努力をお願いします。

人権政策確立支援事業についてですが、人権政策については、日本国憲法に基づく人権関連を扱う法律が幾つもあります。また、坂城町においても、坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例や人権・同和教育基本方針、犯罪被害者等支援条例などがあります。具体的に何を目標としているか明確ではないこの事業に関する補助金は、やめるべきだと考えます。

消防団員の手当について。団員の労苦に報い、士気の向上のため、国も団員への直接支払いの徹底を要請しています。しかし、坂城町では団への支払いが今までどおり続いています。直接支払いを行うべきです。分団の運営費が出ていますが、足りなければ引き上げるべきではないでしょうか。

自主防災会強化について。自主防災会は、自助・共助の基本的組織ですが、ほとんどの地域

では、毎年役員の交代があり、経験に基づく訓練の蓄積が振出しに戻ってしまいます。しかし、町の防災計画には自主防災会の強化の記述がありますので、町が自主防災会強化のために各区に赴き、自主防災会と一緒に防災教育、訓練等を実施することを求めます。

以上、前進面を評価し、見直しを求める点を指摘して、議案第35号「令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」の賛成討論といたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中嶋君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第36号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、各担当の係長等の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 滞納繰越分の人数と最高額、各最長期間は。
- △ 医療給付費分は123人、最高額167万5,760円、最長は平成6年度。
後期高齢者支援金分は118人、最高額59万4,109円、最長は平成20年度。
介護納付金分は72人、最高額60万431円、最長は平成12年度である。
- 不納欠損の人数、最高額と最長期間、またその理由は。
- △ 医療給付費分は9人、最高額46万5,700円、最長は平成9年度。
後期高齢者支援金分は8人、最高額1万8,762円、最長は平成22年度。
介護納付金分は7人、最高額1万7,490円、最長は平成22年度である。
不納欠損の主な理由は、処分する財産がないことや経済的困窮である。

- 滞納者の所得階層は。
- △ 普通徴収の世帯主の所得額では、500万円以上は0人、400万円以上500万円未満は2人、300万円以上400万円未満は5人、200万円以上300万円未満は20人、100万円以上200万円未満は21人、100万円未満は29人、所得なしは20人、不明(町外・未申告者)は93名である。

〈歳出〉

- 令和6年度1人当たり医療費の金額と県内順位は。
- △ 速報値では、1人当たり医療費41万1,353円で、高いほうから40番目である。
- 出産育児一時金の該当者は。
- △ 令和6年度2名である。
- 人間ドックの補助金の件数は。
- △ 日帰りは41件で、1泊2日は2件である。
- 令和6年度特定健診受診率は。
- △ 速報値で57.7%である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ではありますが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時40分～再開 午後 1時30分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

引き続き討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

13番（大森君） 私は、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論を行います。

歳入決算は12億2,996万円、歳出決算は12億2,445万2千円でした。令和6年度の国保加入者は、年度平均で1,678世帯、2,475人、町全体の世帯数に対する加入率は26.9%、人口比では17.8%の加入となっています。また、令和7年、今年の3月末時点加入者数2,391人のうち、65歳以上が1,196人、70歳以上が681人、合わせて全体の78.5%を占めています。さらに、失業された方や非正規、年金者などの所得がない方が含まれます。

加入者の所得別では、所得ゼロが273世帯、100万円以下が516世帯、200万円以下が418世帯で、この3月31日時点の加入者1,733世帯のうち、200万円以下が1,207世帯で、実に69.64%、約7割の世帯となっています。

国保中央会が2024年、令和6年11月発行の「国保のすがた」のパンフレットによれば、4年度の3月末の各医療保険の加入者は、主に中小企業の従業員とその被扶養者が入る協会けんぽが4,040万人、32.4%、次いで大企業などの従業員とその被扶養者が加入する健保組合が2,838万人、22.8%、市町村国保が2,413万人、19.3%です。

国保は、制度創設以来、国民医療の最後のとりで、セーフティネットとして国民皆保険制度の根幹を支え、地域医療の確保や地域住民の健康の維持、増進に貢献してきています。

しかし、市町村国保は被用者保険と比べて加入者の平均年齢が高く、1人当たりの医療費水準が高いという特徴があります。加えて、無職の人や年金生活の人など負担能力が弱い加入者が多いため、保険税の負担が重くなるという構造的な問題があります。

全国の市町村が国保を実施することが法律で義務づけられました国民皆保険体制が確立した1961年、昭和36年は、農林水産業者が44.7%を占めていましたが、令和4年には95.3%減となり、2.1%にまで落ち込んでいます。同様に、自営業者も24.2%から16.5%となりました。一方で、無職の方や被用者の割合は、同年比で大きく増加し、令和4年度には無職の人が45.3%、被用者の方が32.0%となっています。

国保は、一般的に自営業者などが加入する国保と表現されますが、農林水産業者と自営業者が大きく減少し、無職の人や被用者の割合が増加している現状では、自営業者などが加入する国保との表現は、国保を形容する言葉としては適当とは言えない、このように明言しています。

町の国保では、滞納している人は現年度の医療分が117人、支援金分が117人、介護分が66人です。これまで一生懸命やりくりして、滞納しないよう頑張ってきた人が新たに滞納せざるを得なくなる。現年分でそういう滞納があった方々であります。一旦滞納が始まると、完納するのは難しくなります。

また、払うことが大変な人に対して軽減措置もあります。均等割と平等割で7割、5割、2割のそれぞれの軽減があります。三つの軽減策で、医療分で1,301人、支援分で1,301人、介護分が382人となっています。

過年度の滞納者は、一般被保険者と退職被保険者を合わせて、医療分で130人、支援金分で123人、介護分が78人です。このように、払いたくても払うことができない人になっています。

また、国保と違う他の医療保険は、現役世代が主で、健康な人々が多く加入する医療保険があります。世帯に家族が増えても、所得によって保険料が決まっています。一方、国保では家族が増えると、均等割で1人当たり3万7,100円が加算されます。未就学児はその半額に

なりますが、子が小学校1年生になる保護者に対して、町は、ご入学おめでとうございます。均等割の軽減がなくなりますので、大人と同じ額を払ってくださいと、このようにお祝いの言葉をかけるのでしょうか。

この8月24日、しんぶん赤旗によれば、任意であるマイナ保険証に関し、矢継ぎ早に追加を繰り返し、今では期限切れ保険証の安定的な運用を含め、9種類も混在しています。医療機関の読み取り機の増設や窓口対応の煩雑さを強めています。

一つは初期のマイナ保険証、二つに顔認証マイナ保険証、三つに1歳未満の顔なしマイナ保険証、四つ目に資格情報のお知らせ、五つ目に資格確認書、六つ目にマイナポータルPDF、七つ目に被保険者資格申立書、八つ目にスマートフォン、九つ目に従来保険証。医療にかかるのに、制度がいろんな状態になっています。複雑になってきています。

また、2024年、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援金が公的医療保険に上乗せの形で徴収が来年度から始まります。医療保険制度に少子化対策なのか、子育て支援なのか不明確なものであります。目的が明確ではありません。

さらに、国保加入者がこの支援金を払えないばかりに国保税の滞納者になります。こんなむちゃなやり方は許すことができません。国民に負担なしとだまし、制度の違うところに潜り込ませることは、制度違反ではないでしょうか。本気で少子化対策や子育てをやるなら、財源を見直し、子ども・子育て支援の財源を生み出していくことではないでしょうか。

国保加入者が払える国保にするために、以下の点を町に提案いたします。

一つ目は、公的医療保険に子ども・子育て支援の財源を求めないよう、国に働きかけること。

二つ目に、国庫負担の増額を国に要求すること。

三つ目に、一般会計から法定外繰入れを行うこと。

四つ目に、均等割の未就学児の半額を、町が子どもの医療費の無料化をしたように、国保の均等割も18歳まで引き上げること。以上です。

憲法第25条では、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、国や地方自治体には福祉などの社会保障を充実させる義務を定めています。自己責任にするのではなく、国の責任で、そして町の責任で国民皆保険制度を守ることが必要です。

以上、問題点を指摘し、改善の提案をいたしまして、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論といたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（宮入君） 私は、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受け、健康な暮らしを支える重要な制度であります。町の国保加入状況は、年々減少し半数以上は65歳以上となっておりますが、適切

な医療の提供とともに、健康の維持・増進に向けた保健事業を積極的に実施することにより、地域住民の福祉の向上に大きく貢献しております。

このような中、国の制度改正により、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、医療機関の窓口では、健康保険証として登録したマイナンバーカードによる受診や、資格確認書等の提示により、大きな混乱もなく安心して医療を受けていただける状態であります。

一方、町は、国保運営に係る資格管理、保険税の賦課・徴収、各種保健事業などを適切に進めていく必要があります。

歳入の柱である国保税収の確保に向けては、個別相談のほか、電話や臨戸による徴収等、年間を通じての滞納整理により、現年度分の徴収率は0.85%向上しております。

また、歳出におきましては、保険給付費で支払額全体が前年度比1.7%減となる8億6,383万円で、平成20年度から実施されている特定健診・特定保健指導により生活習慣病の予防や重症化予防の取組がなされた結果と受け止めております。

ほかにも、健診結果報告会や様々な学習会など、健康づくり事業を推進し、医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた取組が図られているものとなっております。

国保財政の安定的な運営のため、引き続き国保税の適正な課税、徴収により被保険者の負担の公平を図るとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取組をお願いいたしまして、議案第36号「令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第37号 令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

て」

議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第37号「令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、各担当の係長等の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 現年度分と滞納繰越分のそれぞれの滞納者数は。また重複者はいるか。
- △ 現年度分は20人、滞納繰越分は48名で、重複者もいる。

〈歳出〉

- 一般介護予防事業費の地域住民グループ支援事業のグループ数は。
- △ 地域で自主的に介護予防に取り組むグループは、14グループである。
- 地域介護予防活動支援事業、高齢者把握事業のそれぞれの内容は。
- △ 地域介護予防活動支援事業は、地域住民グループや生きがい活動の場に、有資格者を派遣し様々な活動につなげている。高齢者把握事業は、高齢者の実情把握と円滑な事業利用を結びつけるものである。
- 地域住民グループ支援事業と生きがいと健康づくり推進事業の違いは。
- △ 地域住民グループ支援は、地域にグループがない地区の新たなグループの立ち上げやグループの継続支援をするもので、生きがいと健康づくり推進事業は、シニアクラブが主体となり、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに取り組んでいるものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第5「議案第38号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任副委員長（宮入君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定について」、9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、各担当の係長等の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 普通徴収保険料の収入未済額の人数は。
- △ 2名である。

〈歳出〉

- 後期高齢者医療広域連合納付金326万2千円の減額理由は。
- △ 後期高齢者基盤安定事業の負担金を計上しているもので、予算は軽減対象人数によって変動し、見込みより少なかったことから減額補正をした。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案どおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第6「議案第39号 令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」

議長（中嶋君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（玉川君） 坂城町下水道事業会計決算の審査報告を申し上げます。去る

9月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第39号「令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入歳出一括〉

- 県外で下水道の事故があったが、町内で同様の事故が発生する可能性はあるのか。
- △ 業者委託による点検及び職員の日視点検を行ったが、現状問題はなかった。
- 下水道接続率は。
- △ 下水道区域内人口のうち下水道に接続している人口の割合は70.4%である。
- 下水道整備率はどのような状況か。
- △ 下水道整備率は95.3%であるが、令和7年度から令和8年度に葛尾組合及びインター工業団地の工事を予定しており、面的な整備はおおむね完了する見込みである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「令和6年度坂城

町下水道事業会計決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第7「議案第40号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第41号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第9「議案第42号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第10「議案第43号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第11「議案第44号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第12「議案第45号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第13「議案第46号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第14「議案第47号 坂城町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） 項目は全部で3項目あって、一番最後の取扱期間ですけれども、この11月から来年の3月末までということで、一旦はそこで期間満了ですけれども、特別問題がなければこのまま継続すると、1年間継続して、そのままずっと続けていくということなんですが、これまでいろんな法令違反を繰り返してきています。そして、こういう法令違反が直接マイナ保険の更新と関係なければ継続していくということですか。それとも、そういう違反があった場合には、この事務取扱いは中止するというふうにするんですか。これを中止する場合の理由は、どんなふうになりますか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の指定につきましては、郵便局と委託契約を結ぶことになっており、その契約の中の延長についての条文につきましては、本契約の期間満了の3か月前までに本契約の延長についての協議を必ず行うということでございます。本契約の期間満了の3か月前までに協議を開始し、本契約の期間満了日の1か月前までに本契約の延長に合意した場合に限り、延長期間をさらに1年延長するというように書いてございますので、通常でいきますと1年間。必ず1年後には延長についての協議を行うということになっております。

また、それにつきましては、別途期間の変更契約を締結するというようになっておりますので、通常でいきますと毎年必ず協議を行うということになっております。

また、それ以外にも本契約の条項に定めのないものについては、甲と乙が必ず協議して定めるとなっておりますので、万が一事故が発生した場合には、その都度必ず協議をするということになっておりますので、そのとおりに契約をしていきたいと考えております。

13番（大森君） 今のお話ですと、ちょっと主体性がない。一応こういう事例のときには中止するというのは、前もって打合せもあるんじゃないか。しておかないといけないんじゃないですか。そのようなことにならないようにということで、この契約を結ぶ。そういう補償をちゃんとするということの確約をやっぱり取るべきだと思うんですけれども。

これは、坂城郵便局と南条郵便局だけで問題を起こしたということじゃなくて、全国的に全体として会社が法令違反をするわけですから、やっぱりその点についてきちんと主体的な判断は一応持っていく必要があると思うんですが、そういう点はされているんでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのお話の中で、法令違反等があった場合ということでございますが、こういった具体的な内容というよりは、契約書の中には当然秘密情報の保持だとか個人情報の保護、そういったところの条文について必ずうたっております。当然ここに違反するようなことが起きれば、それは先ほど言ったように事務の取扱に関する必要な事項ということで、甲と乙がその都度協議して決めるという形になっておりますので、条文の中には今の秘密情報、それから個

個人情報の保護についての条項は盛り込んであるということでご理解いただきたいと思います。

13番（大森君） 秘密の保持ということで、これは守られるかもしれませんが、法令違反はこれではなくて、飲酒についてのチェックを会社全体としてやっていなかったとか、あるいは車の点呼がきちんとできていない。こういう法令違反がもう出ているわけですよ。もう軽の配達車も取りやめといますか、使えなくなるとか、バイクは一応法令の中に入っていないから、バイクのほうはいいというようなことがあるんですよ。だから、法令自体、遵守というのはここで書かれているだけじゃなくて、やっぱり社会的常識としての違反ですので、このことについては、やっぱりしっかりとした町の見解を持って、郵便局と契約を結ぶべきではないです。国がやるからということで、安易に結ぶべきことではないと思います。その点について、いかがでしょうか。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この取扱いに関する委託契約におきましては、当然、町と郵便局の信頼に基づく公正な取引関係を確立するとともに、地域住民の利便増進を図ることを目的とするという形で結んでおり、また、この契約に基づく法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律ということで、法律に従って行っております。具体的に先ほどの話を盛り込むということではなく、先ほどの答弁でも申し上げましたが、その都度、事案等が発生した場合には互いに協議していくということで、事務のほうを進めていきたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

議長（中嶋君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第1号 高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について」から追加日程第3「発議第4号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

次に、趣旨説明を求めます。

5番（宮入君） 私からは、発委第1号「高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の経済的負担を軽減し、国民が必要な医療を受けられるよう保障するセーフティーネットとしての役割を果たしている。

令和7年度政府予算案には、高額療養費の自己負担上限額を8月から段階的に引き上げる「見直し」が盛り込まれていた。

しかし、政府はがん患者団体や国民の声を受けて引き上げを見送り、秋までに改めて方針を検討し、決定すると表明した。高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとって、まさに命綱である。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や治療継続の断念につながりかねない。

高額な医療が必要となる可能性は、世代を問わず誰にでもある。国の責任において財源を確保し、持続可能で安心できる公的医療制度を維持・充実させることこそが求められている。

よって国においては、誰もが安心して必要な医療が受診できるよう、高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 12番 滝沢議員。

12番（滝沢君） 暫時休憩をお願いいたします。

議長（中嶋君） 暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時37分）

議長（中嶋君） 先ほどは、滝沢議員のほうから暫時休憩を求められまして、議長判断で決定いたしました。本来でしたら暫時休憩のときには賛同者を得なければいけないということになっております。誠に議長は勉強不足で皆さんにご迷惑をおかけしたことを、ここでお許し願えればありがたい。

それでは、再開いたします。

趣旨説明が終わりました。

続いて、趣旨説明を求めます。

10番（柁津さん） 私からは、発議第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は令和7年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2025」を閣議決定し、賃上げを起点とした成長型経済の実現や、中長期的に持続可能な経済社会の構築を目指している。

人口減少が加速する中で、これからの施策は極めて重要であり、地方自治体においても同様の対応が求められている。

当町においても、人口減少や少子高齢化の進行が顕著であり、機械・金属加工を中心とする中小製造業の人員不足や都市部との賃金格差、原材料費高騰など課題が深刻化している。

さらに、社会保障需要の増大、防災・減災、脱炭素化、公共交通の維持、デジタル化推進な

ど、地方自治体が担う役割は一段と広がっており、そのための財政基盤の強化は喫緊の課題である。

またこの度、全国知事会においても「現場から日本を動かす」との理念のもと、地方自治体の実情を踏まえた施策推進が一層進むことを期待している。こうした流れと歩調を合わせ十分な配慮と財政措置を講じられるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 人口減少・少子高齢化、産業人材不足、社会保障の充実、防災・減災、脱炭素化、公共交通の維持、デジタル化など、増大する地方の財政需要を的確に把握し対応するため、現行水準を超える地方財政の充実を図ること。
- 2 物価上昇を上回る賃金上昇を普及・定着させ、地域産業の人材確保と持続可能な経済基盤の形成を支援すること。
- 3 官民連携による投資拡大を地方自治体にも広げ、地域の活性化につなげること。
- 4 子ども、医療、介護、少子化対策など社会保障の充実を着実に進め、必要な専門人材の育成・確保を支援すること。
- 5 防災・減災や国際情勢の変化に対応できる強靱な経済構造を構築すること。
- 6 「地方創生推進費」については、1兆円を超える十分な予算を恒久的に確保し、持続可能な地域社会の維持に直結する施策に重点的に活用すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 趣旨説明が終わりました。

続いて、趣旨説明を求めます。

3番（塚田さん） 私からは、発議第4号「「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

近年、学校教育現場において、教育内容の増加と教員不足が重なり、授業や業務が過密化する「カリキュラム・オーバーロード」の問題が全国的に深刻化している。

小学校においては、平成23年に「外国語活動」が必修化、平成30年「外国語（英語）」が教科化に向かい、平成30年「道徳」の教科化、令和2年「プログラミング教育」の必修化、などが追加され、既存の授業時数の中に新しい科目が組み込まれてきた。

高等学校では令和4年「情報Ⅰ」を必修化し、教育内容が拡大する一方で、授業時間は限られ、進度の加密化を招いている。

I C Tの活用は将来的に効果を発揮する一方で、現場では機器の管理や操作指導、教材準備の二重化などで時間的負担が増しているのが実態である。さらに、教員の長時間労働の要因と

して、授業準備や校務分掌に加え、部活動指導（地域移行が進んでいない地域では特に顕著）が大きな比重を占めている。

令和4年度文部科学省調査では、公立学校教員の在校等時間は小中学校ともに週50時間超が多数を占め、週60時間以上は小学校14.2%、中学校36.6%に達している。

また、精神疾患による休職者は令和5年度に7,119人と過去最多となり、教員不足を一層深刻化させている。こうした状況は、教育の質の低下や、子ども一人ひとりに丁寧に向き合う時間の減少を招いている。

教育の質を確保し、子どもたちの健やかな成長を支えるためには、教育内容の精選と業務の適正化を進め、教員が持続可能な形で職務を果たせる体制を構築することが急務である。単に授業量の調整にとどまらず、教員の資質向上を支えるための環境整備や人的支援、待遇改善など、多角的な負担軽減策を講じることが不可欠である。

よって、国においては次の事項を早急を実施するよう強く求める。

記

1 学習指導要領を見直し、外国語やプログラミングなど新規科目導入後に生じた過密な授業進度を是正するため、教育内容の精選・重点化を行うこと。あわせて、授業改善を支える人的支援や教育現場の体制強化を進めること。

2 義務教育の授業時数を前提としつつ、学校現場の実情に応じて教育内容を整理・調整できる仕組みを制度化すること。

3 新たな教育施策を導入する際には、既存業務を精査し、総業務量が増加しないよう調整すること。

4 教員定数の改善や部活動地域移行の加速などを通じ、教員の長時間労働を是正し、持続可能な教育体制を構築すること。あわせて、教員の資質向上を支える環境・待遇の改善にも取り組むこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げて、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時46分～再開 午後 2時56分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで先ほどの審議の中で、議員の中からちょっと審議の仕方がちょっとおかしいのではないかなというようなご意見が出ましたので、ここで議会運営委員会を開きます。そこできちっとした細かなお話をいたしまして、そこで結論が出ましたら本議会へ持ってきてご報告すると。そういうように決定いたしましたので、度々で申し訳ございませんが、ここで暫時休憩を取って、なおかつ議会運営委員会を開いていただきたいと思います。以上であります。

(休憩 午後 2時58分～再開 午後 3時15分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

議長の不手際がございまして、大分、町側の皆さん、そして議員の皆さんに貴重なお時間を頂戴いたしましたことに対して敬意を表するとともに、感謝をしております。

ここで、そうは言いましても何で暫時休憩を取ったのかと、ちょっとその中で議員のほうからちょっとおかしいのではないかというような話があったんですが、早速ですね、協力をいただきまして、議会運営委員会を開かさせていただきました。手短でよろしゅうございますので、中村議会運営委員長より、このたびの件に関してご説明をしていただきたいと思っております。

議会運営委員長（中村君） 議会運営委員長の中村です。ただいまは、貴重なお時間をいただきまして、議運についてご説明させていただきます。

今回の議事の進め方について疑義が生じたので、議事の進行、進め方の確認に時間を要した次第です。誠に申し訳ありませんでした。

議長（中嶋君） 手短ということでありましたので、議運の委員長には、まさに手短にでございました。大変ご迷惑をおかけいたしました。私からも、皆さんにご迷惑をおかけしたことに對して申し訳なく思っておりますので、引き続き議会を再開していきたいと思っております。大変失礼いたしました。

それでは、再開をしていきます。

◎追加日程第1「発委第1号 高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番（水出君） 私は反対の立場で討論させていただきます。発議第1号「高額療養費の自己負担額上限額を引き上げないことを求める意見書について」。令和7年度政府予算案は、高額医療費の自己負担額上限額を8月から段階的に引き上げると見直しが盛り込まれていたことは事実でございます。そして、政府は、がん患者団体や国民の声を受けて引上げを見送り、秋までに改めて方針を検討し決定すると表明して、取り下げております。そして、高額医療費については、がん患者はもとより、特殊な傷病の重篤な患者の皆さんにとって生命線であることも十分自覚するところでございます。

しかしながら、現在そういった方々をこれからもっと救うためにも、そして我々の国民生活をより充実させるためにも、社会福祉や子育て、そういったところへの見直しも検討されるところでございます。その中で、高額医療費だけを先に値上げを反対するというところで形づ

けてしまうことはいかなるものかと思えます。

全体的に我々国民の社会福祉の増進につながる検討を政府としては行っていただくために、今回のこの高額療養費の自己負担額上限額を引き上げないことを求める検証については、反対とさせていただきます。

以上です。

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第2「発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「発議第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（中嶋君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたしました。

議長（中嶋君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和7年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日に開会され、本日までの22日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、令和6年度一般会計・特別会計・公営企業会計決算の認定、条例の一部改正、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算、町道路線の廃止、町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定と、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、介護予防施設ふれあいセンターでは、ボイラー設備故障により、6月中旬から浴室の利用を休止しておりましたが、補修工事が完了し、先週16日から再開いたしました。工事期間中は、町内福祉施設のご厚意により入浴室をお借りし、介助風呂を必要とされている方への対応を行うことができました。この間のご協力に対し、関係各位に心より感謝申し上げます。今後もより使いやすい施設として、適切な運営に努めてまいります。

次に、充電式電池を原因とする発火事故が全国的に多発している状況を踏まえ、毎月第1、第3日曜日に実施しておりますサンデーリサイクルにおきまして、今月から、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など発火の危険性がある充電式電池の回収を開始いたしました。これらが可燃ごみやプラスチック資源物に誤って混入すると大事故につながりかねませんので、適切な分別・排出にご協力をお願い申し上げます。

さて、9月下旬とはいえ、まだいまだに夏日となる日が続いておりますが、これからの秋本番に向け、文化やスポーツなど多くのイベントや事業が予定されております。

坂城中学校では、今週26日と27日に大峰祭が開催されます。ふだん出せないそれぞれの輝きを大峰祭で出そうという生徒たちの思いから決定しました「スパークル」をテーマに、クラブ発表や展示の公開、音楽会などのほか、昨年度末の中学生海外派遣事業により米国カリフォルニア州での研修に参加した生徒による報告も行われます。きらきらと輝く生徒の姿を地域の皆様にご覧いただければと存じます。

また、「モノづくりのまちさかき」を象徴する展示会、「2025さかきモノづくり展」が、10月3日、4日の2日間を会期に、公益財団法人さかきテクノセンター主催、坂城町商工会、テクノハート坂城協同組合、坂城町の共催により開催されます。町内企業各社が誇る技術・製品の展示に加え、実演や体験など工夫を凝らしたブース出展が準備されていると伺っております。

すので、大勢の皆様にご来場いただきたいと考えております。

また、モノづくり展と併せまして、町商工会工業部会を中心とした実行委員会主催による「さかきオープンファクトリー」の開催も計画されています。町内企業18社が参加し、各社の工場を会場として、工場見学やワークショップなどの体験プログラムが用意されていると伺っておりますので、こちらもぜひ多くの皆様にご参加いただきたいと存じます。

次に、10月4日には鼠橋運動公園マレットゴルフ場を会場に、「秋のスポーツ大会」を開催いたします。爽やかな秋空の下、多くの皆様にご参加いただき、マレットゴルフを通じて、世代を超えた交流と地域の活性化、町民の健康増進につながる大会となることを期待しております。

また、町内保育園の運動会は、10月11日が南条保育園、12日が坂城保育園と村上保育園での開催を予定しております。暑い日が続く中、熱中症対策を講じながら練習に励んできた子どもたちの頑張る姿を、保護者の皆様にご覧いただきたいと存じます。

次に、10月18日には、ステキさかき観光協会が主体となり、ONSEN・ガストロノミーウォーキングが開催されます。食や自然、歴史文化、温泉など、その土地ならではの魅力を総合的に体験できる全国的なイベントであり、坂城町では初めての開催となります。坂城駅をスタートし、鉄の展示館、農産物直売所あいさい、さかき千曲川バラ公園を經由して、ゴールのびんぐし湯さん館を目指す約9キロのコースを設定し、飲食（ガストロノミー）ポイントでは、おしぼりうどん、ワイン、ブドウ、スイーツなど当町的美食を堪能していただけます。このイベント開催により、全国各地から多くの方々が当町を訪れ、町の魅力を体感していただくことで、観光振興と交流人口の増加につながることを期待するところであります。

また、同日の午後2時から、町商工会主催の「さかきまちのど自慢大会」がB. Iプラザ駐車場で開催されます。生演奏をバックに、事前応募の18組の皆さんが自慢の歌声を披露するほか、焼き鳥、フランクフルト、生ビールなどの販売も予定されております。秋のひととき、大勢の町民の皆様のご来場をお待ちしております。

続いて、10月25日と26日には、「第53回文化祭」を開催いたします。今年度は、展示を南条小学校体育館、芸能公演を南条小学校音楽堂に移し、お茶席は例年どおり文化の館で行います。

また、文化祭に併せ、25日午後には南条小学校音楽堂で、ピアノとお箏の音色にアロマを用いたバラの香りを添える「ばら祭り20回記念コンサート」を開催いたします。ばら公園の映像とともに、音楽を通して町花バラを感じていただける催しとなっておりますので、ぜひ多くの皆様にお越しいただきたいと存じます。

なお、文化祭の開祭式に先立ち、「町表彰式」及び「WAZAパワーアップ事業表彰式」を挙行いたします。長年、町の発展にご尽力いただいた皆様にご感謝を申し上げますとともに、もの

づくりに係る卓越した技能、技術の高度化及び人材育成に寄与された優秀な技術者等を表彰いたします。

また、文化祭2日目と同日の26日は、坂城駅前多目的広場及び中心市街地コミュニティセンターにおいて「第6回鉄道フェスタ in さかき」を開催いたします。169系電車保存会との共催により、当日は、記念硬券、硬い切符ですね。記念切符の無料配布、ボンネットバスの無料周遊乗車、鉄道模型・ジオラマの走行展示、クラシックカーの展示撮影会に加え、町内事業者の物販や、しなの鉄道によるグッズ販売も予定しております。鉄道ファンのみならず、町内外多くの皆様にご来場いただければと存じております。

月が変わって11月6日には、文化センターにおきまして、さきの大戦で犠牲となられた当町の戦没者に哀悼の誠をささげる「戦没者追悼式」を執り行います。一般の方にもご参列いただける形での開催を予定しております。戦没者を追悼し、恒久的な平和を祈念するため、より多くの方にご参列いただきたいと考えております。

続きまして、国道18号バイパスの整備促進に向けてであります。10月後半に「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」として、町関係機関の代表の皆様とともに、国土交通省、財務省、そして県選出国會議員に対する要望活動を予定しており、現在、関係機関を通じて日程調整を行っているところであります。地域住民の思いをつなぐ国道バイパスでありますので、今後も坂城町区間の早期整備について、機会を捉えて積極的に要望してまいりたいと考えております。

さて、今年は5年に一度行われる国勢調査の年であり、10月1日を基準日として全国一斉に調査が実施されます。調査の回答にあたっては、個人情報の保護や24時間いつでも回答できる利便性と安全性の観点から、インターネット回答が推奨されております。今月下旬から来月にかけて、調査員が各世帯に伺いますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

また、日没時間の早まりとともに夕暮れ時や夜間における交通事故の危険が高まってまいります。運転者、歩行者、自転車の利用者それぞれが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践していただくよう呼びかけ、交通事故の防止を図ることを目的として、昨日21日から30日までの10日間、「秋の交通安全運動」を実施しております。「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」のスローガンの下、より一層の啓発に努めてまいります。町民の皆様におかれましても、交通安全へのご協力をお願いいたします。

また、9月に入りインフルエンザの患者数が増え始めており、県は今日10日に「長野県がインフルエンザの流行期に入った」と発表しました。これは昨年より2か月ほど早い流行期入りとなります。町では、来月からインフルエンザ予防接種の助成を開始し、65歳以上の方は1千円の自己負担で接種ができるほか、中学生以下のお子さんには1回の接種につき1千円を助成いたします。ご自身やご家族の予防のため、早めの接種をお願いいたします。

今年は酷暑が続きましたが、朝夕は次第に涼しくなり、間もなく秋本番を迎えます。議員各におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（中嶋君） これにて令和7年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午後 3時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 大 森 茂 彦